

報告第 6 5 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日承認

財務部会固定資産税分科会の事務事業調整方針について

財務部会固定資産税分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第65号

協 議 会 報 告 項 目

財 務 部 会

固定資産税分科会 4-5

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
4 - 5 - 1	土地の評価事務	5/22			6/5	
4 - 5 - 2	家屋の評価事務	5/22			6/5	
4 - 5 - 3	地積地番図作成業務	5/22			6/5	
4 - 5 - 4	家屋評価システム	5/22			6/5	
4 - 5 - 5	家屋台帳管理	5/22			6/5	
4 - 5 - 6	課税台帳兼名寄帳管理(土地・家屋)	5/22			6/5	
4 - 5 - 7	家屋滅失処理	5/22			6/5	
4 - 5 - 8	路線価等公開事務	5/22			6/5	
4 - 5 - 9	納税管理人指定届	5/22			6/5	
4 - 5 - 10	非課税申告書(土地・家屋)	5/22			6/5	
4 - 5 - 11	減免(土地・家屋)	5/22	10/2		10/9	
4 - 5 - 12	窓口証明(土地・家屋)	5/22			6/5	
4 - 5 - 13	縦覧(土地・家屋)	5/22			6/5	
4 - 5 - 14	登記済通知(土地・建物)	5/22			6/5	
4 - 5 - 15	相続税法第58条通知	5/22			6/5	
4 - 5 - 16	償却資産申告	5/22			6/5	
4 - 5 - 17	特別土地保有税申告	5/22			6/5	
4 - 5 - 18	税務署調査(償却資産税関係)	5/22			6/5	

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
4 - 5 - 19	実地調査(土地・家屋)	5/22			6/5	
4 - 5 - 20	電算入力業務(土地・家屋・償却)	5/22			6/5	
4 - 5 - 21	償却資産課税台帳管理	5/22			6/5	
4 - 5 - 22	評価替え(土地・家屋)	5/22			6/5	
4 - 5 - 23	都市計画税	11/11				協議会協議項目
4 - 5 - 24	閲覧(土地課税台帳、家屋課税台帳)	5/22			6/5	
4 - 5 - 25	固定資産税の税率	10/30			11/27	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	固定資産税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 土地の評価事務	納税義務者の調査申出による 現地調査等、総務大臣告示による 固定資産評価基準に基づき、 土地評価を実施している。	同左	同左	同左	同左	同左
2 家屋の評価事務	新增築家屋の現地調査	同左	同左	同左	同左	同左
3 地積地番図作成業務	法務局による登記済通知書(分筆、 地積訂正)に基づく、地積地番図の作成。	同左	同左	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	土地の評価事務については、固定資産評価基準に基づき、「市街地宅地評価法」及び「その他宅地評価法」を併用しながら評価を行っていく。
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	固定資産税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 家屋評価システム	新增築家屋の入力事務	同左	同左	同左	同左	同左
5 家屋台帳管理	調査済み家屋の台帳管理	同左	同左	同左	同左	同左
6 課税台帳兼名寄帳管理(土地・家屋)	土地及び家屋の固定資産課税台帳に基づいて、総務省令で定める様式で備えている。	同左	同左	同左	同左	同左
7 家屋滅失処理	現地調査、家屋滅失届により課税台帳及び地図情報を抹消処理している。	同左	同左	同左	同左	現地調査、家屋滅失届により課税台帳を抹消処理している。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時). 5. 現行のまま新市に引き継ぐ。 6. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時) 7. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	電算システムについては、新市電算基幹システム決定後、調整を図る。
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	電算システムについては、新市電算基幹システム決定後、調整を図る。
津市に同じ	安濃町に同じ。	津市に同じ。	安濃町に同じ。	これまでのデータベースを有効活用し、一元化を含めた管理を行う。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	固定資産税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
8 路線価等公開事務	市民一般からの申し出により路線価を公開している。	同左	同左	同左	同左	同左
9 納税管理人指定届	固定資産税の納税義務者が納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有していない場合に必要届出	同左	同左	同左	同左	同左
10 非課税申告書(土地・家屋)	人的非課税、物的非課税など、非課税とされる固定資産の申告書の受理	同左	同左	同左	同左	同左
11 減免(土地・家屋)	津市市税条例に基づき、減免を行う。	久居市税条例に基づき減免を行う。	河芸町税条例に基づき減免を行う。	芸濃町税条例に基づき減免を行う。	美里村税条例に基づき減免を行う。	安濃町税条例に基づき減免を行う。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 現行のまま新市に引き継ぐ。 9. 現行のまま新市に引き継ぐ。 10. 現行のまま新市に引き継ぐ。 11. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	従来のとおり公開していく。
同左	同左	同左	同左	地方税法に基づき、従来のとおり行う。
同左	同左	同左	同左	地方税法に基づき、従来のとおり行う。
香良洲町税条例に基づき減免を行う。	一志町税条例に基づき減免を行う。	白山町税条例に基づき減免を行う。	美杉村税条例に基づき減免を行う。	各市町村で現在条例に基づき減免を行っているものは、極力包括して新市においても引き続き実施する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	固定資産税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
12 窓口証明(土地・家屋)	主なものとして、評価証明、公租・公課証明、租税特別措置証明、課税標準額証明等	同左	同左	同左	同左	同左
13 縦覧(土地・家屋)	納税者に対して、土地・家屋価格縦覧帳簿により縦覧に供する。	同左	同左	同左	同左	同左
14 登記済通知(土地・建物)	法務局により処理された登記済通知の例月処理	同左	同左	同左	同左	同左
15 相続税法第58条通知	死亡した者について所有物件を確認し、翌月末日までに通知書を税務署へ届ける。	同左	同左	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	12. 現行のまま新市に引き継ぐ。 13. 現行のまま新市に引き継ぐ。 14. 現行のまま新市に引き継ぐ。 15. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	電算システムについては、新市電算基幹システム決定後、調整を図る。
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	固定資産税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
16 償却資産申告	【申告書発送件数】 5,000件/年程度 地方税法に基づき、申告期限である1月31日までに申告書を発送する。	【申告書発送件数】 800件/年程度 同左	【申告書発送件数】 300件/年程度 同左	【申告書発送件数】 200件/年程度 同左	【申告書発送件数】 120件/年程度 同左	【申告書発送件数】 250件/年程度 同左
17 特別土地保有税申告	免税点5,000㎡	免税点5,000㎡	免税点5,000㎡	免税点5,000㎡	免税点10,000㎡	免税点5,000㎡
18 税務署調査(償却資産税関係)	毎年、3月15日以後に確定申告書の減価償却欄を確認している。	税務署の依頼等により随時調査。	—	—	—	—
19 実地調査(土地・家屋)	新增築家屋、取り壊し家屋の現地調査等	同左	同左	同左	同左	同左

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 現行のまま新市に引き継ぐ。 17. 現行のまま新市に引き継ぐ。 18. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 19. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
【申告書発送件数】 200件/年 程度 同左	【申告書発送件数】 400件/年 程度 同左	【申告書発送件数】 300件/年 程度 同左	【申告書発送件数】 250件/年 程度 同左	様式等の統一を行う。
免税点5,000㎡	免税点10,000㎡	免税点10,000㎡	免税点10,000㎡	税制改正により平成15年度以降(取得分:平成15年8月申告分、保有分:平成15年度分以後)、特別土地保有税は、課税停止となった。ただし、徴収猶予を受けている土地については、今後も進捗状況を把握していく。
—	—	津市と同じ	—	調査の取りまとめ等事務処理の一元化を行う。
同左	同左	同左	同左	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	固定資産税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
20 電算入力業務(土地・家屋・償却)	<p>○新增築家屋 家屋評価システムからのデータ移行し、滅失、所有権移転などは、個別オンライン入力。 ○償却資産 バッチ入力。 ○土地 所有権移転など現地調査の上、個別オンライン入力。</p>	<p>○新增築家屋 家屋評価データ、家屋の滅失、所有権移転などを、個別オンライン入力。 ○償却資産 同左 ○土地 個別オンライン入力</p>	<p>○新增築家屋 津市に同じ ○償却資産 同左 ○土地 津市に同じ</p>	<p>○新增築家屋 同左 ○償却資産 同左 ○土地 同左</p>	<p>○新增築家屋 個別オンライン入力 ○償却資産 同左 ○土地 久居市に同じ</p>	<p>○新增築家屋 津市に同じ ○償却資産 同左 ○土地 津市に同じ</p>
21 償却資産課税台帳管理	<p>償却資産課税台帳及び種類別明細書を納税義務者別に管理している。変更時の台帳修正</p>	同左	同左	同左	申告書をもって課税台帳としている。	津市に同じ。
22 評価替え(土地・家屋)	<p>【家屋】 従来、家屋については上昇率を各自治体で求めていたが、平成15年の評価替えでは、国の定めた係数を乗じることとなった。 【土地】 評価替えに向け鑑定評価を取り、その後、時点修正を行い、平成15年の評価を決定する。 なお、評価については、固定資産評価基準に基づき、市街地宅地評価法とその他の宅地評価法を併用している。</p>	<p>【家屋】 同左  【土地】 同左</p>	<p>【家屋】 同左  【土地】 同左 ※(市街地宅地評価法については、15年度より)</p>	<p>【家屋】 同左  【土地】 同左</p>	<p>【家屋】 同左  【土地】 同左 ただし、評価については全域その他の宅地評価法</p>	<p>【家屋】 同左  【土地】 津市に同じ</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	20. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時に) 21. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時に) 22. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時に)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
○新增築家屋 同左 ○償却資産 同左 ○土地 同左	○新增築家屋 個別オンライン入力 ○償却資産 同左 ○土地 久居市に同じ	○新增築家屋 津市に同じ ○償却資産 同左 ○土地 津市に同じ	○新增築家屋 同左 ○償却資産 同左 ○土地 同左	電算システムについては、新市電算基幹システム決定後、調整を図る。
同左	同左	同左	同左	現行の課税台帳を基本とした台帳管理を行い、電算システムについては、新市電算基幹システム決定後、調整を図る。
【家屋】 同左  【土地】 同左	【家屋】 同左  【土地】 同左	【家屋】 同左  【土地】 評価替えに向けては一部路線 価をとる。時点修正は必要があ れば行うが、基本的に時点修正 は行わない。	【家屋】 同左  【土地】 土地については鑑定評価を取 り、平成15年の評価を決定す る。 なお、評価については固定資 産評価基準に基づき、その 他宅地評価法を用いている。	評価事務の一元化を行う。 なお、電算システムについては、新市電算基幹システム決定後、調整を図る。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	固定資産税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
23 都市計画税  ※協議会協議項目	市街化区域内にある土地及び家屋：都市計画税0.3%で課税  ※市街化区域設定	—  ※市街化区域設定	—  ※市街化区域設定	—	—	—
24 閲覧(土地課税台帳、家屋課税台帳)	納税義務者等に閲覧を行っている。	同左	同左	同左	同左	同左
25 固定資産税の税率	○標準税率 1.4%  ○都市再開発法に伴う不均一課税 0.7%(5年間)	同左	同左	同左	同左	同左
	—	—	—	○農村地域工業等導入促進法に伴う不均一課税(3年間) 0.7% (初年度) 1.05% (2年度) 1.225% (3年度)	—	—
					○農村地域工業等導入促進法に伴う課税免除(3年間)	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23. 24. 現行のまま新市に引き継ぐ。 25. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	—	—	—	
※市街化区域設定				
同左	同左	同左	同左	納税義務者等の求めに応じて、関係する固定資産についての固定資産課税台帳の閲覧ができるよう法定化されている。
同左	同左	同左	同左	固定資産税については、現行のとおり標準税率(1.4%)による課税を行う。 不均一課税及び課税免除については、個別法等に基づき制度化しているため、新市移行後、制度改廃を含めた調整を行う。ただし、平成17年度以降当面は、従前の例により課税する。
—  ○農村地域工業等導入促進法に伴う課税免除(3年間)	—  ○中部圏開発整備法に伴う不均一課税 0.7%(3年間)  ○工業再配置促進法に伴う課税免除(3年間)	—  —	—  ○過疎地域自立促進特別措置法に伴う課税免除(3年間)	